

教 育 庁

No. 10

制 度 名	へき地児童生徒援助費等補助金	主管課名	財務課・助成G					
		問合せ先	029-301-5177					
目的・趣旨	へき地等における初等中等教育の円滑な実施を確保							
〔対象団体〕 市町村 〔対象事業〕 遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るための事業 〔補助要件等〕 (1) スクールバス・ボート購入費 へき地学校、学校統合、過疎地域等におけるバス路線の運行廃止による小学校、中学校及び義務教育学校の遠距離通学児童・生徒（通学距離が4 k m以上の児童及び6 k m以上の生徒。事項において同じ。）の通学条件の緩和を図るために運行するスクールバス・ボートを購入する事業 (2) 遠距離通学費 学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業 (3) 激甚災害に伴う通学費 激甚災害による通学路の損害等により通学困難となった児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業 (4) その他 〔対象経費〕 〔補助要件等〕に記載している事業費 〔補助限度額等〕 (1) スクールバス・ボート購入費 1台（隻）当たり390万円 (2) 遠距離通学費 補助を開始した年度から5年間／負担する通学費が30万円以上 (3) 激甚災害に伴う通学費 補助を開始した年度から5年間 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
		1/2	—	1/2	—			
〔令和7年度当初予算額〕 2,054,364千円（国予算）		〔令和7年度補助対象団体〕 令和7年7月頃決定予定						
〔備考〕 国からの直接補助								